

社会福祉法人 阿部 睦 会
共楽荘短期入所生活介護福祉サービスセンター運営規程
(指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿部睦会が開設する共楽荘短期入所生活介護福祉サービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 指定(介護予防)短期入所生活介護は、利用者の要介護の軽減又は悪化の防止に資するよう
認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を提供する。
2 相当期間継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、適切なサービスを提供する。
3 事業の実施に当っては、親切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対しサービスの提供方法について分かりやすく説明する。
4 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。
5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行い改善を図る。
6 事業の実施については、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
(1) 名 称 共楽荘短期入所生活介護福祉サービスセンター
(2) 所在地 横須賀市衣笠栄町4丁目14番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務職員 1名）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤 1名）
利用者の医療に当る。
- (3) 生活相談員 1名（兼務職員 1名）
利用者及びその家族の相談に応じる。
- (4) 介護職員 8名（常勤職員 6名 非常勤職員 2名）
利用者の生活介護に当る。
- (5) 看護職員 1名（兼務職員 1名）
- (6) 機能訓練指導員 2名（兼務職員 2名）
- (7) 管理栄養士 1名（兼務職員 1名）

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

（指定短期入所介護の利用定員）

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護のサービスを提供する定員は16名とする。

2 併設する特養ホームの空床を利用することで、定員を超え指定短期入所生活介護サービスが提供できるものとする。

（短期入所生活介護の内容）

第8条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事摂取、衣類の着脱等の介護、その他日常生活上の援助
- (2) 健康管理及び療養上の援助
- (3) 食事の提供
- (4) 機能回復訓練
- (5) 教養、娯楽設備の提供及びレクリエーション
- (6) 相談等の精神的ケア
- (7) 行政手続き等の代行

（短期入所生活介護の利用料金と支払い）

第9条 利用者は、要介護度に応じ前条のサービスを受けたときは、別表に基づき、介護報酬告示の額から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス

料金の一割もしくは二割もしくは三割。)を事業者に支払うものとする。

2 次に定めるサービスについては、利用者は別に定める所定のサービス料金を事業者
に支払うものとする。

- (1) 利用期間中の食材料費
- (2) 利用期間中の居住費
- (3) 利用者の選定する特別な食事
- (4) 利用者の送迎（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- (5) 理美容サービス
- (6) 施設が定めるレクリエーション行事費等
- (7) 利用者の日常生活上必要とする諸費用実費（おむつ代除く）

3 前項の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で、
支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 サービス料金は、1ヶ月ごとに計算し、利用者は翌月10日までに事業者に支払う
ものとする。

5 1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算し
た金額とする。

(通常を送迎の実施地域)

第10条 通常を送迎の実施地域は、横須賀市、逗子市、葉山町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービス利用に当たっては、次に該当する行為はしないよう留意すること。

- (1) 施設敷地及び建物内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為
- (3) 施設内での営利活動
- (4) その他決められた以外の物の持ち込み

(秘密保持・個人情報保護)

第12条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 14 条 指定(介護予防)短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時に於ける対処方法)

第 15 条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情対応・相談窓口)

第 18 条 苦情処理の体制として、その提供したサービスに関する入所者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応いたします。入所者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをいたしません。事業所は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- (1) ご相談や苦情については、次の窓口でお受けします。

事業所お客様相談コーナー

所在地 〒238-0031 横須賀市衣笠栄町4-14

電話番号 046-851-1904

FAX 番号 046-850-5400

相談担当 鈴木 忠明

対応時間 9:00～17:00

第三者委員 阿部睦会監事 荻野 正 046 (825) 9625

(2) 公的機関においても、ご相談等ができます。

横須賀市介護保険相談窓口

(民生局福祉こども部介護保険課給付係)

所在地 〒238-8550 横須賀市小川町1 1 番地

電話番号 046-822-8253

FAX 番号 046-827-8845

対応時間 8:30～17:15

休み 土・日・祝祭日・年末年始

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

神奈川県国民健康保険団体連合会

介護苦情相談係

所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27-1

電話番号 045-329-3447

苦情専用 0570-022110

対応時間 8:30～17:15

休み 土・日・祝祭日・年末年始

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時2ヶ月以内に1回

(2) 継続研修 年12回

2 事業所は、適切な指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、事業サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人阿部睦会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

この規程は、平成13年1月1日から施行する。(第7条 定員変更)

この規程は、平成13年6月1日から施行する。(第5条 職員の変更)

この規程は、平成13年11月1日から施行する。(第5条 職員の変更)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(第9条第2項 別表の改正)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。(第9条第2項 別表の改正)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(第9条第2項 別表の改正)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。(第9条第2項 別表の改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第7条 利用定員の変更)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。(第9条第1項 負担割合の改正)

(第9条第2項 別表の改正)

(第9条第2項 サービス項目の追加)

(第10条第2項 送迎地域の変更)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(第9条第2項 別表の改正)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。(第9条第1項 負担割合の改正)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。(第9条第1項 負担割合の改正)

この規程は、令和4年9月1日から施行する。(第7条 利用定員の変更)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第7条 利用定員の変更)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第9条第1項 負担割合の改正)

(第9条第2項 別表の改正) (第17条虐待防止のための措置に関する事項追加) (第18条 苦情対応・相談窓口追加)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。(第9条第1項 負担割合の改正)

(第9条第2項 別表の改正)

この規程は、令和6年9月9日から施行する。(指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の運営規程の統合)

(別表)

利用者の一割負担利用料及び居住費・食事に係る自己負担

令和6年6月1日より

(個室) 利用料 (1日分)

1, 2, 3 割共通 (単位: 円)

| 1 | 利用者の要介護度 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|------|-----------------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2 | サービス利用料金 | 451 単位 | 561 単位 | 603 単位 | 672 単位 | 745 単位 | 815 単位 | 884 単位 |
| 3 | サービス提供体制強化加算 (I) | 22 単位 | | | | | | |
| 4 | 送迎加算 | 該当者のみ (184 単位/片道) | | | | | | |
| 5 | 若年性認知症利用受け入れ加算(120 単位/日) | (該当者: 120 単位) | | | | | | |
| 6 | 短生緊急短期入所受入加算 (90 単位/日×7) | (該当者: 90 単位) | | | | | | |
| 7 | 介護職員等処遇改善加算 I (2+3) × 14.0% | 66 単位 | 82 単位 | 88 単位 | 97 単位 | 107 単位 | 117 単位 | 127 単位 |
| 8 | うち保険から給付される金額 (90%) | ¥5,170 | ¥6,379 | ¥6,840 | ¥7,588 | ¥8,384 | ¥9,152 | ¥9,909 |
| | (80%) | ¥4,956 | ¥5,760 | ¥6,080 | ¥6,745 | ¥7,452 | ¥8,135 | ¥8,808 |
| | (70%) | ¥4,021 | ¥4,961 | ¥5,320 | ¥5,902 | ¥6,521 | ¥7,118 | ¥7,707 |
| 9 | 自己負担額 (10%) | ¥576 | ¥710 | ¥761 | ¥844 | ¥932 | ¥1,018 | ¥1,102 |
| | (20%) | ¥1,150 | ¥1,418 | ¥1,521 | ¥1,687 | ¥1,864 | ¥2,035 | ¥2,203 |
| | (30%) | ¥1,724 | ¥2,128 | ¥2,281 | ¥2,531 | ¥2,795 | ¥3,052 | ¥3,304 |
| 10 | 食事に係る自己負担額 | ¥1,910 | | | | | | |
| 11 | 居住費 (個室) | (個室) ¥2,200 | | | | | | |
| | (多床室) | (多床室) ¥1,100 | | | | | | |
| 12 | 負担金合計額 (9)+(10)+(11) | 要支援 1 | 要支援 2 | 介護度 1 | 介護度 2 | 介護度 3 | 介護度 4 | 介護度 5 |
| | (10%) (多床室) | ¥3,586 | ¥3,720 | ¥3,771 | ¥3,854 | ¥3,942 | ¥4,028 | ¥4,112 |
| | (個室) | ¥4,886 | ¥4,820 | ¥4,871 | ¥4,954 | ¥5,042 | ¥5,128 | ¥5,212 |
| | (20%) (多床室) | ¥4,160 | ¥4,428 | ¥4,531 | ¥4,697 | ¥4,874 | ¥5,045 | ¥5,213 |
| | (個室) | ¥5,260 | ¥5,528 | ¥5,596 | ¥5,762 | ¥5,932 | ¥6,098 | ¥6,260 |
| | (30%) (多床室) | ¥4,734 | ¥5,138 | ¥5,291 | ¥5,541 | ¥5,805 | ¥6,062 | ¥6,314 |
| (個室) | ¥5,834 | ¥6,238 | ¥6,391 | ¥6,641 | ¥6,905 | ¥7,162 | ¥7,414 | |

(ロ) 利用料 (30 日分)

| 13 | 11× (30) | 要支援 1 | 要支援 2 | 介護度 1 | 介護度 2 | 介護度 3 | 介護度 4 | 介護度 5 |
|----|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | (10% (多床室)) | ¥107,546 | ¥111,556 | ¥113,087 | ¥115,603 | ¥118,263 | ¥120,815 | ¥123,331 |
| | (10% (個室)) | ¥140,546 | ¥144,556 | ¥146,087 | ¥148,603 | ¥151,263 | ¥153,815 | ¥155,926 |
| | (20%) (多床室) | ¥124,790 | ¥132,811 | ¥135,872 | ¥140,904 | ¥146,225 | ¥151,329 | ¥156,361 |
| | (20%) (個室) | ¥157,790 | ¥165,811 | ¥168,872 | ¥173,904 | ¥179,225 | ¥184,329 | ¥187,830 |
| | (30%) (多床室) | ¥142,035 | ¥154,065 | ¥158,658 | ¥166,205 | ¥174,187 | ¥181,843 | ¥189,361 |
| | (30%) (個室) | ¥175,035 | ¥187,065 | ¥191,658 | ¥199,205 | ¥207,187 | ¥214,843 | ¥222,391 |

*30 日を超えて長期利用する場合、31 日目は自費となります。また、区分支給限度額超過分は自費となります。連続短期入所利用する場合は 61 日以降長期併設短期生活が適用されます。

(ハ) その他

| | | |
|--------------|-----------|------|
| テレビレンタル利用料 | (1 利用回/月) | ¥550 |
| 個人所有の家電製品電気代 | (月額) | ¥110 |

負担限度額認定証をお持ちの方

(単位：円)

| 費用 | | 負担限度額認定証をお持ちの方 | | その他の方 | |
|--------------|-------|----------------|--------------------------------------|--------|---------|
| 居住費 (滞在費) | 従来型個室 | ¥1,171 | (第 1 段階) ¥320 | ¥2,200 | |
| | | | (第 2 段階) ¥420 | | |
| | | (第 3 段階) ¥820 | | | |
| | 多床室 | ¥855 | (第 1 段階) 0 | ¥1,100 | |
| | | | (第 2 段階) ¥370 | | |
| | | | (第 3 段階) ¥370 | | |
| 食費 | | ¥1,445 | (第 1 段階) ¥300 | ¥1,910 | 朝食 ¥470 |
| | | | (第 2 段階) ¥600 | | 昼食 ¥900 |
| | | | ① (第 3 段階) ¥1000 ② (第 3 段階) ¥1300 | | 夕食 ¥540 |

< 共楽荘短期入所生活介護福祉サービスセンター >

